**教育訓練講座修了までに申請が**

**必要ですのでご注意下さい！**

**資格取得・ｽｷﾙｱｯﾌﾟ**

**講座受講料の20％を**

**兵庫県が補助！**



**「もう一度、働きたい」あなたをサポート！**

結婚、配偶者の転勤、妊娠、育児、介護などの理由により離職した方の再就職を支援するため、就職に必要な資格取得、知識の習得やスキルアップを目的にした教育訓練講座の費用の一部を兵庫県が補助します。



◆兵庫県内在住で、再就職のため必要な資格取得、知識・スキルを習得する目的で、指定された教育訓練講座を受講し、修了した方が対象です。

◆国の教育訓練給付金制度\*では支給対象とならない方に対して補助します。例えば

●雇用保険に加入していたが、離職から一定年数以上経過している方

●雇用保険未加入者だった方

\*(教育訓練給付制度との併給はできません。)

◆教育訓練講座には、情報,事務,サービス,介護・福祉、保健衛生関係など様々な分野の職業能力アップを支援する講座が指定されています。

■情　報…ＰＣスキル、情報処理技術者

■事　務…簿記、行政書士、TOEIC、ビジネス実務法務

■サービス…宅建、社会保険労務士、産業カウンセラー

ファイナンシャルプランナー、調理師

■医療･福祉…医療事務、介護事務、保育士

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【その他多数】



＊教育訓練給付制度とは、労働者や離職者が自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部を支給する雇用保険の給付制度です。

教育訓練給付制度の詳細については、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

補助金の対象要件を満たしていますか？

（裏面のチェックシートによる確認結果が、

すべて「はい」ですか？）

【提出期限】講座修了後30日以内

※３月修了の場合は、30日以内又は翌４月10日のいずれか早い日までにご提出ください

①補助事業実績報告書

②教育訓練の修了証明書

③支払済みの経費の額がわかる書類

（領収書、クレジット契約証明書）

ご不明な点につきましては、事前にお問い合わせください。

※予算の範囲内で補助金の交付を決定します



**【提出期限】講座修了日まで**

①補助対象者確認申請書

②補助金交付申請書

③住民票の写し等（申請者本人分のみ）

④教育訓練給付金支給要件回答書

⑤受講する教育訓練の期間及び経費が確認

できる書類（パンフレット、チラシ、受講申込書）

⑥誓約書

※補助対象とならない場合は、その旨通知します

①補助金請求書

②振込口座の登録書（債権者登録書）

※申請内容を変更する場合は、速やかにご相談ください

☆申請書類は、ホームページ https://www.hyogo-even.jp/ からダウンロードできます

※手続きを始める前に、補助対象要件となる各チェック項目について、あらかじめご確認ください。

「はい」「いいえ」どちらか該当するものを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| ◆あなたは補助金の対象者ですか？ |

のを○で囲んでください。

|  |
| --- |
| ◆あなたは補助金の対象者ですか？ |
| １ | 兵庫県内の事業所での再就職を希望している。 | はい | いいえ |
| ２ | 離職した理由が結婚、妊娠、出産、育児、介護等で要件に該当している。 | はい いいえ | いいえ |
| ３ | 職業訓練受講給付金の受給が認められない兵庫県内の在住者である。 | はい | いいえ |
| ４ | 再就職のために教育訓練講座の受講が必要である。 | はい | いいえ |
| ５ | **教育訓練講座の受講開始日において**、教育訓練給付金の受給資格が無い。→居住地を管轄するハローワークで教育訓練給付金支給要件回答書を入手し、確認してください。　 | はい | いいえ |
| ６ | 前回の補助金確定日から今回の受講開始日までに３年以上経過している。※今までにこの補助金を受けたことがない場合は、「はい」となります。 | はい | いいえ |
| ◆あなたが受講するのは、補助金の対象となる講座ですか？ |
| ７ | 厚生労働大臣の指定する教育訓練講座である。→指定内容は、最寄りのハローワークで「厚生労働大臣指定教育訓練講座一覧」を閲覧するか、インターネットの教育訓練給付制度「検索システム」でご確認ください。・兵庫県立男女共同参画センターホームページ（https://www.hyogo-even.jp/）からリンクしています。（女性就業相談室＞講座受講料の補助制度について＞対象講座） | はい | いいえ |
| ８ | 平成２９年４月１日以降に開始し、令和２年4月１日から令和３年3月３１日までに修了する講座である。→修了日が令和３年４月以降の講座は、今年度の補助金交付対象ではありません。 | はい | いいえ |
| ９ | 対象となる経費（入学料及び受講料）は、２万円以上である。→補助金額が４千円未満となる場合は対象となりません。 | はい | いいえ |

すべての項目が「はい」の場合は、補助対象要件を満たしています。

補助金の交付を受けるためには、申請書類等の提出が必要となります。詳しくは、

兵庫県立男女共同参画センター又はホームページ（https://www.hyogo-even.jp/）でご確認ください。



**＜開館時間＞　平　日：午前９時～午後７時**

**土曜日：午前９時～午後５時**

**※休館日：日曜､祝日､年末年始**

◆兵庫県立男女共同参画センター（イーブン）では、男女が共に人生のどの時期に

おいても、いきいきと暮らせる社会の実現をめざし、様々な取組を進めています。

◆センター内に設置した**「女性就業相談室」**では、出産や育児、介護等で離職した方を対象に、 再就職・起業等に向けた**個別相談**から**各種セミナー**の開催、ハローワーク神戸と連携した**職業相談・職業紹介**までワンストップで支援を行っています。ぜひ、ご活用ください。

【女性就業相談室ハローワーク相談窓口の利用時間】月曜日～金曜日　午前９時～午後５時

令和２年4月

**【書類提出・問合せ先】**

**兵庫県立男女共同参画センター・イーブン**

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー７階

電話078-360-8550 FAX078-360-8558

ホームページ https://www.hyogo-even.jp/

JR「神戸駅」からハーバーランド方面へ徒歩３分

「高速神戸駅」東出口からハーバーランド方面へ徒歩７分

地下鉄海岸線「ハーバーランド駅」から徒歩３分